



国際課税 (法人税)

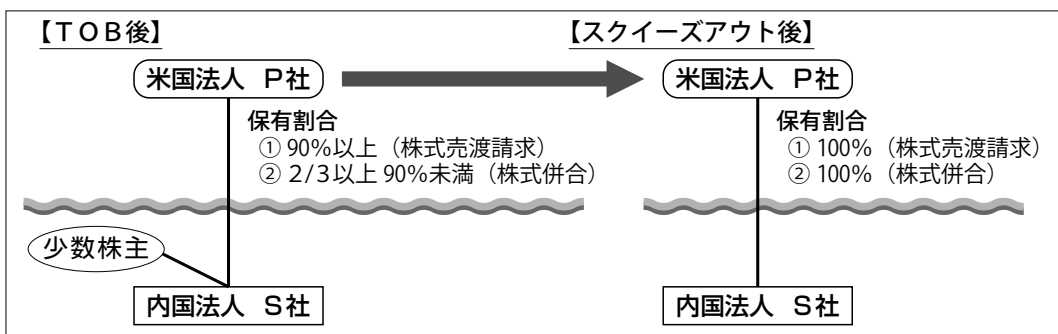
クロスボーダー株式交換等 (スクイーズアウト) の課税関係

Q 米国法人P社は、内国法人S社(上場会社)の株式を保有していますが、今般、S社を完全子会社化するため、S社株式に係るTOB(株式公開買付け)を実施して同社を非上場化し、P社のS社株式に対する保有割合につき、①90%以上となった場合には「株式売渡請求」により、また、②2/3以上90%未満の場合には「株式併合」により、それぞれスクイーズアウトを実施して、S社の完全子会社化を見込んでいます。

加えて、①株式売渡請求について、P社は、我が国の法令規定に基づき、S社の承認を経て、すべての少数株主に株式全部の売渡しを請求し、当該株式を金銭対価で取得することとしており、一方で、②株式併合について、S社は、P社以外のすべての少数株主により保有されるS社株式数につき、一に満たない端数となるよう株式の併合を行い、その端数分を金銭対価で取得することを予定しています。

さらに、①株式売渡請求及び②株式併合によるスクイーズアウトは、支配関係継続要件、従業員引継要件及び事業継続要件の各要件を満たすものとします。なお、S社は時価評価資産として、投資有価証券(含み益1億円)のみを保有しています。

この場合、P社及びS社が株式売渡請求又は株式併合によるスクイーズアウトを実施した場合、それぞれの課税関係について、税務上の取扱いをご教示ください。



A P社について、当該株式売渡請求及び株式併合によるスクイーズアウトを基因とした課税関係が生ずることはありません。また、S社については、当該株式売渡請求

及び株式併合が適格株式交換等に該当するため、その保有する投資有価証券に係る含み益を認識する必要はなく、さらに、当該株式併合において自己株式の端数分を取得していることから、その取得額に相当する資本金等の額を減少させることと

なります。ただし、この取引を基因としたみなし配当は生じないことから、利益積立金を減少させる必要はありません。

【解 説】

1 TOB

TOBとは、株式公開買付け（Take Over Bid）の略称で、上場企業の発行する株式につき、通常の市場売買ではなく、あらかじめ買い取る期間、株数及び価格を提示して、市場外で一括して買い付けることをいい、主に上場会社を買収するために使われる手法です。

2 スクイーズアウト

スクイーズアウトとは、少数株主を強制排除するための手続で、株式売渡請求、株式併合、全部取得条項付種類株式などを活用した手法があります。

3 株式売渡請求

スクイーズアウトの手法である株式売渡請求とは、請求対象の株式に係る議決権の90%以上を保有する特別支配株主が、対象会社（対象株式発行会社）に係るすべての少数株主に対して、その有する株式全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求できる制度であり、この制度により当該少数株主を強制排除することができます（会社法179）。

4 株式併合

スクイーズアウトの手法である株式併合とは、併合対象の株式につき、数個の株式を合わせて、より少数の株式数とする制度で、少数株主持分を端数株式とすることによりその株主権を失わせ、当該少数株主を強制排除することができます。また、株式

併合を行うためには、株主総会特別決議が必要となる場合、当該特別決議は、議決権の過半数を有する株主が出席し、かつ、その出席株主に係る議決権の2/3以上による決議が必要となるため、最大株主（併合対象株式の保有数が最も多い者）が併合株式に係る議決権の2/3以上を保有していれば、その株式併合を実現させることができます（会社法180、309②四）。

5 税務上の株式交換等

(1) 株式売渡請求

株式売渡請求のうち、次の要件を満たすものは、法人税法上の株式交換等（スクイーズアウト）に該当します（法法2十二の十六ハ）。

- (a) 特別支配株主が法人であること。
- (b) 特別支配株主が、対象法人の承認を経て、法令（外国法令を含みます）の規定に基づき、すべての少数株主に株式全部の売渡しを請求し、当該株式を取得するものであること。
- (c) 特別支配株主が対象法人との間に完全支配関係を有することになること。

(2) 株式併合

株式併合のうち、次の要件を満たすものは、法人税法上の株式交換等（スクイーズアウト）に該当します（法法2十二の十六ロ）。

- (a) 最大株主が法人であること。
- (b) すべての少数株主が保有する株式数につき、一に満たない端数となるよう株式を併合すること。
- (c) 最大株主が対象法人との間に完全支配関係を有することになること。

(3) 外国法人株主

特別支配株主（株式売渡請求）及び最大株主（株式併合）は、上記(1)及び(2)の

とおり、法人であることのみが要件とされ、内国法人に限定されていないことから、その株主が外国法人であっても、株式売渡請求及び株式併合は、その要件を満たす限り、法人税法上の株式交換等に該当します。

(4) 適格要件

株式交換等が、税制適格となるためには、次のいずれかの要件を満たし、かつ、金銭等不交付要件を充足することが必要です。ただし、株式売渡請求及び株式併合において金銭が交付される場合でも、金銭等不交付要件は満たされることとされています(法法2十二の十七)。

(a) 完全支配要件

完全支配関係継続要件

(b) 支配要件

イ 支配関係継続要件

ロ 従業者引継要件

ハ 事業継続要件

(c) 共同事業要件

イ 従業者引継要件

ロ 事業継続要件

ニ 事業関連性要件

ホ 事業規模要件又は経営参画要件

ヘ 株式継続保有要件

(5) 税制非適格時の時価評価

内国法人が自己を株式交換等完全子法人とする非適格株式交換等を行う場合、当該内国法人が当該非適格株式交換等の直前の時において有する時価評価資産の評価益又は評価損は、所得金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入します(法法62の9)。

(6) 株式併合における端数株式の取得

(a) 資本金等の額

株式併合において、株式発行法人が自己株式の端数分を金銭対価で取得す

る場合、その取得額に相当する資本金等の額を減少させます(法令8①二十一)。

(b) 利益積立金

株式併合において、株式発行法人が自己株式の端数分を金銭対価で取得する場合でもみなし配当は生じないため、利益積立金を減少させる必要はありません(法令23③九)。

6 事例の検討

(1) 米国法人株主

米国法人であるP社が特別支配株主又は最大株主であったとしても、それぞれの株主は内国法人に限定されないことから、P社及びS社による株式売渡請求及び株式併合は、その要件を満たす限り、法人税法上の株式交換等に該当します。

(2) 株式売渡請求の適用要件

株式売渡請求のうち、①特別支配株主が法人で、②特別支配株主が、対象法人の承認を経て、法令規定に基づき、すべての少数株主に株式全部の売渡しを請求し、当該株式を取得するもので、かつ、③特別支配株主が対象法人との間に完全支配関係を有することとなるものについては、法人税上の株式交換等に該当します。

この点、特別支配株主であるP社が、S社の承認を経て、我が国の法令規定に基づき、すべての少数株主に株式全部の売渡しを請求し、当該株式を金銭対価で取得することにより、S社を完全子会社化することから、当該株式売渡請求は、法人税法上の株式交換等に該当することとなります。

(3) 株式併合

株式併合のうち、①最大株主が法人で、②すべての少数株主が保有する株式数に

つき、一に満たない端数となるよう株式を併合し、かつ、③最大株主が対象法人との間に完全支配関係を有することとなるものは、法人税法上の株式交換等に該当します。

この点、S社は、最大株主であるP社以外のすべての少数株主が保有するS社株式数につき、一に満たない端数となるよう株式の併合を行い、その端数分を金銭対価で取得することにより、P社がS社を完全子会社化することから、当該株式併合は、法人税法上の株式交換等に該当します。

(4) 税制適格要件

株式交換等が、税制適格となるためには、金銭等不交付要件を充足し、かつ、完全支配要件、支配要件又は共同事業要件を満たすことが必要です。ただし、株式売渡請求及び株式併合において金銭が交付される場合でも、金銭等不交付要件は満たされることとされています。

この点、P社及びS社による売渡請求及び株式併合は、法人税法上の株式交換等に該当するところ、当該売渡請求及び株式併合において金銭の交付が行われる場合でも、金銭等不交付要件は満たされることとなるため、支配関係継続要件、従業者引継要件及び事業継続要件を充足する場合には、いずれも、適格株式交換等に該当することとなります。

(5) P社の課税関係

P社は、当該株式売渡請求により、S社株式を金銭対価で取得しますが、この取引により国内源泉所得が生ずることはな

く、当該株式併合についても、P社に係る国内源泉所得は発生しません。したがって、これらの株式交換等からP社において課税関係が生ずることはありません。

(6) S社の課税関係

当該株式売渡請求及び株式併合について、税制非適格である場合、S社の有する投資有価証券の含み益1億円が評価益として計上されることとなりますが、これらは適格株式交換等に該当することから、S社が保有する投資有価証券につき、その含み益を認識する必要はありません。

一方で、S社は、当該株式併合において自己株式の端数分を取得していることから、その取得額に相当する資本金等の額を減少させることとなります。ただし、株式併合に係る端数株式の取得において、みなし配当は生じないため、S社の利益積立金を減少させる必要はありません。

(7) 結論

P社について、当該株式売渡請求及び株式併合によるスクイーズアウトを基因とした課税関係が生ずることはありません。

また、S社については、当該株式売渡請求及び株式併合が適格株式交換等に該当するため、その保有する投資有価証券に係る含み益を認識する必要はなく、さらに、当該株式併合において自己株式の端数分を取得していることから、その取得額に相当する資本金等の額を減少させることとなります。ただし、この取引を基因としたみなし配当は生じないことから、利益積立金を減少させる必要はありません。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

マネージングディレクター 野田 秀樹》